

愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付制度の事務手続き

※1. 下記 部分は「えひめ優良木造住宅加算」を受けようとする場合に必要となります。
 ※2. 建売住宅では、建売業者があらかじめ各種証明等を準備しておく必要があります。

